

## 認定個人情報保護団体の認定について

平成 30 年8月 16 日に一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)から個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 47 条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされた。

同申請について、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針(平成 29 年個人情報保護委員会告示第7号)に基づき審査した結果(別添1及び2)、法第 49 条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとした。

## 記

## 1 申請団体の概要

## (1) 名称

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会

## (2) 所在地

東京都中央区日本橋堀留町2-4-3 ユニゾ堀留町二丁目ビル8階

## (3) 代表者

会長 石原 邦夫

## (4) 団体の目的

産業活動における IT の高度利用(経営革新を含む)に関する調査及び研究、普及啓発及び指導、情報の収集及び提供等を行うことにより、IT利活用の向上を促進し、もって我が国産業経済の発展に寄与することを目的とする。

## (5) 会員数(平成 30 年8月1日現在)

正会員 3,813 社

## (6) 対象事業者(申請時点で同意している者)

154 社

## 2 認定通知文書 (別添3)

申請団体に対し、法第 47 条第1項の規定に基づき認定する旨を通知する。

## 3 登録免許税納付通知書 (別添4)

申請団体に対し、登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)第2条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第 24 条第2項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

以上

## 認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

## 一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会

| 提出しなければならない書類   | 提出された書類  |
|---|--|
| <p>○政令第 19 条第 1 項<br/>次に掲げる事項を記載した申請書</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名</p> <p>二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地</p> <p>三 認定の申請に係る業務の概要「(対象事業者が取り扱う情報が個人情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。)」</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定個人情報保護団体認定申請書</li> </ul>  |
| <p>○政令第 19 条第 2 項第一号<br/>定款、寄附行為その他の基本約款</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款</li> </ul>   |
| <p>○政令第 19 条第 2 項第二号<br/>認定を受けようとする者が法第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誓約書</li> </ul>  |
| <p>○政令第 19 条第 2 項第三号<br/>認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護指針</li> <li>・ 届け出る個人情報保護指針に係る事項</li> <li>・ 個人情報の取扱いに係る苦情処理規則</li> <li>・ 認定個人情報保護団体運営規程</li> <li>・ 認定個人情報保護団体対象事業者向け研修実施概要</li> <li>・ 認定個人情報保護団体対象事業者に対する情報の提供概要</li> <li>・ 「その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務」について</li> </ul> |
| <p>○政令第 19 条第 2 項第四号<br/>認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定業務を行う組織の概要</li> <li>・ JUAS 認定個人情報保護団体諮問委員会について</li> <li>・ 認定業務の組織の責任者の氏名及び役職並びに職務経歴等に関する事項</li> </ul>   |
| <p>○政令第 19 条第 2 項第五号<br/>最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2016 年度事業報告、2016 年度決算報告、貸借対照比較表、財産目録、他</li> <li>・ 2017 年度事業報告、2017 年度決算報告、貸借対照比較表、財産目録、他</li> <li>・ 認定業務を実施する3年程度における収支の見込み及びその算出根拠</li> </ul>  |

| 提出しなければならない書類  | 提出された書類  |
|--|--|
| ○政令第 19 条第 2 項第六号<br>役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類   | ・ 役員の氏名、住所、略歴                                      |
| ○政令第 19 条第 2 項第七号<br>対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類 | ・ 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び対象事業者となることに同意した者であることを証する書類 |
| ○政令第 19 条第 2 項第八号<br>認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類   | ・ 事業報告   |
| ○政令第 19 条第 2 項第九号<br>その他参考となる事項を記載した書類   |  |

## 認定個人情報保護団体の認定の審査結果

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会

| 認定の基準  | 結果 | 事由  |
|--|----|---|
| 一 法第49条第1号関係   |    |   |
| イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。   | 適合 | 「運営規程」において認定業務を行う組織及びその運営について定められている。   |
| (1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。  | 適合 | 「運営規程」第6条第1項に認定業務の用に供する目的以外に利用してはならないことが定められている。<br>「苦情処理規則」第12条に守秘義務が定められている。          |
| (2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。   | 適合 | 「運営規程」第19条に個人情報保護委員会への報告が定められている。   |
| ロ 個人情報保護指針が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)その他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること | 適合 | 「個人情報保護指針」はガイドライン等に準拠していることが認められる。  |
| ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。   |    |   |
| (1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。   | 適合 | 「運営規程」第6条第2項に公正に対応することが定められている。<br>「苦情処理規則」第5条第1項に苦情相談室の責務として、常に公正不偏な態度を保持することが定められている。 |
| (2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。  | 適合 | 「苦情処理規則」第6条第3項に対象事業者は苦情相談室からの説明又は資料の  |

| 認定の基準  | 結果 | 事由   |
|--|----|--|
|  |    | 提出の求めに、正当な理由なく拒むことができないこと、同規則第13条第3項に苦情処理のための協力要請に応じなければならないこと、同規則第14条に対象事業者が苦情処理のための協力要請を拒んだ場合に勧告等が行えることをそれぞれ定められている。                           |
| (3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。                 | 適合 | 「運営規程」第5条第4項に外部有識者の意見を聴取することが定められており、その目的のために JUAS 認定個人情報保護団体諮問委員会の設置が「JUAS 認定個人情報保護団体諮問委員会の設置について」で定められている。<br>「苦情処理規則」第7条に外部の者による意見聴取が定められている。 |
| ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。                    | /  |  |
| (1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。            | 適合 | 「運営規程」第9条に、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的とすることが定められている。   |
| (2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。            | 適合 | 「運営規程」第9条並びに「対象事業者向け研修実施概要」及び「対象事業者に対する情報の提供概要」に実施内容、実施の体制及び実施の計画が定められている。   |
| ホ 法第47条第1項第3号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。                   | /  |  |
| (1) 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。      | 適合 | 「運営規程」第11条に対象事業者への指導、勧告等が定められている。<br>「苦情処理規則」第14条に対象事業者が苦情処理のための協力要請を拒んだ場合に勧告等が行えることを定められている。  |
| (2) 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応(個人情報保護委員会への報告を含む)が適正かつ明確に | 適合 | 「運営規程」第12条に個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応(個人情報保護委員会への報告を含む。)が定  |

| 認定の基準   | 結果 | 事由   |
|---|----|--|
| 定められていること。  |    | められている。  |
| (3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。            | 適合 | 「「その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務」について」で、その他必要な業務として「①認定個人情報保護団体としての活動内容の公表」及び「②個人情報保護法関連等の情報収集・調査活動等の実施」が掲げられており、当該業務の目的が、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保と定められている。 |
| (4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。            | 適合 | 「「その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務」について」に前記(3)の業務の実施内容、実施の体制及び実施の計画が定められている。  |
| <b>二 法第49条第2号関係</b>   |    |  |
| イ 認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること。                                    | 適合 | 「運営規程」第5条第1項に認定業務を行う組織として認定個人情報保護団体事務局の設置が定められている。   |
| ロ 認定業務を適正かつ確実にを行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。                          | 適合 | 「運営規程」第5条第2項に認定団体業務担当理事の指名、同規程第5条第3項に事務局には事務局長並びに運営室及び苦情相談室を置くことが定められている。  |
| ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。                            | 適合 | 会員数も増加傾向で、プライバシーマーク審査事業も順調に推移しており、収入が安定していることから、経営状態が良好であることが認められる。  |
| ニ 債務超過の状態にないこと。   | 適合 | 「貸借対照表」において債務超過は認められない。  |
| <b>三 法第49条第3号関係</b>   |    |  |
| 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。 | 適合 | 本協会は、ITの高度利用に関する調査・研究、普及啓発、情報の収集・提供に取り組んでおり、プライバシーマーク指定審査機関として審査業務も行っているが、いずれも認定の申請に係る業務と直接関係するものではないため、不公正になるおそれは認められない。                                |

(案)

番 号  
日 付

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会  
会長 石原 邦夫 殿

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男 印

認定個人情報保護団体の認定について

平成30年8月16日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項の規定に基づき認定する。

(案)

番 号  
日 付

登録免許税納付通知書

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会  
会長 石原 邦夫 殿

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男 印

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む）  
又は麴町税務署
- 3 納付期限 平成30年 月 日  
(登録免許税領収証書届出書提出期限)

## (参照条文)

## ○個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

(認定)

第47条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第52条の規定による苦情の処理
  - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
  - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 3 個人情報保護委員会は、第1項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(認定の基準)

第49条 個人情報保護委員会は、第47条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第47条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第47条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第47条第1項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること

## ○個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第19条 法第47条第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、寄附行為その他の基本約款
- 二 認定を受けようとする者が法第48条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
- 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 六 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
- 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

3 （略）

## ○認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（平成29年個人情報保護委員会告示第7号）

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第3条 法第47条第1項各号に掲げる業務（以下「認定業務」という。）を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）による同条第2項の申請は、別記様式第1号による申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

（業務の実施の方法に関する書類）

第4条 令第19条第2項第3号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 法第53条第1項に規定する個人情報保護指針及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）第24条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類
  - 二 法第47条第1項第1号に規定する苦情の処理に係る準則
  - 三 法第47条第1項第2号に規定する対象事業者に対する情報の提供に係る書類
  - 四 法第47条第1項第3号に規定する業務についての実施の方法を記載した書類
- 2 前項第2号に定める「苦情の処理に係る準則」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 苦情の処理の目的
  - 二 苦情の処理の実施体制
  - 三 苦情の処理を行う組織の責務
  - 四 苦情の処理の結果の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項（苦情の処理の結果の記録及び集計結果の公表の様式は、別記様式第2号に準じて作成しなければならない。）
  - 五 人材育成のための研修に関する事項
  - 六 取り扱う苦情の範囲
  - 七 苦情の処理に係る業務についての監査
  - 八 苦情の処理の受付窓口に関する事項
  - 九 苦情の処理に係る手続に関する事項
- 3 第1項第3号に定める「対象事業者に対する情報の提供に係る書類」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 情報の提供の目的
  - 二 情報の提供の実施要領
- 4 第1項第4号に定める「業務についての実施の方法を記載した書類」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとる体制に関する事項

二 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に基づく対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応に関する事項

三 その他必要な業務の目的及び実施要領

（業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類）

第5条 令第19条第2項第4号に掲げる「認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

一 認定業務を行う組織の概要

二 認定業務の組織の責任者の氏名及び役職並びに職務経歴等に関する事項

（経理的基礎を証する書類）

第6条 令第19条第2項第5号に掲げる「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

一 過去2年程度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

二 認定業務を実施する3年程度における収支の見込み及びその算出根拠

（認定の基準）

第7条 認定は、令第19条第1項に規定する申請書及び同条第2項各号に掲げる添付書類に記載された事項について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

一 法第49条第1号関係

イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。

（1） 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。

（2） 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。

ロ 個人情報保護指針が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）その他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。

ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。

（1） 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されてい

ること。

- (2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。
- (3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。

ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。

- (1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。
- (2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。

ホ 法第47条第1項第3号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。

- (1) 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。
- (2) 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応（個人情報保護委員会への報告を含む）が適正かつ明確に定められていること。
- (3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。
- (4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。

二 法第49条第2号関係

- イ 認定業務を適正かつ確実に行うための組織が存在すること。
- ロ 認定業務を適正かつ確実に行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。
- ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。
- ニ 債務超過の状態にないこと。

三 法第49条第3号関係

認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。

## ○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

（免許等の場合の納付の特例）

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

| 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項                                    | 課税標準 | 税率       |
|---|------|----------|
| 三十三 認定個人情報保護団体の認定   |      |          |
| 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十七条第一項（認定）の認定個人情報保護団体の認定（政令で定めるものに限る。） | 認定件数 | 一件につき九万円 |